

## 「富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」について

### 1 改正趣旨

介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務においては、従来、富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「独自利用条例」という。）別表第2に基づき、当市の保有する中国残留邦人等支援給付等関係情報を利用してきたところですが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の改正により、当該情報の利用については、番号利用法に法的根拠（独自利用条例第4条第3項）が置かれることとなりました。

これを踏まえ、独自利用条例から、「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務」における中国残留邦人等支援給付等関係情報の利用を規定した箇所を削除するものです。

### 2 改正内容

別表第2の第13の項中、中国残留邦人等支援給付等関係情報に関する記載を削ります。

### 3 施行期日

公布の日から施行する。

富士見市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第41号）新旧対照表

新			旧		
別表第2			別表第2		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1～12	(略)	(略)	1～12	(略)	(略)
13 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの	13 市長	介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの  生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
14～21	(略)	(略)	14～21	(略)	(略)